## 総社市告示第91号

総社市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱(平成18年総社市告示第13号)の一部を次のように改正する。

令和元年9月30日

## 総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前						
別表(第3条, 第4条関係)						別表(第3条,第4条関係)					
補助の対象			補助率等		補助の対象			補助率等			
事業区分	建築物	経費			事業区分	建築物	経 費				
木造住宅	次に掲げる要	次に掲げる経費 (一住宅に	補助対象経費の		木造住宅	次に掲げる要	次に掲げる経費(一住宅に	補助対象経費の			
耐震診断	件の全てに該	つき <u>13万6,000円</u> (岡山県	3分の2以内。た		耐震診断	件の全てに該	つき <u>13万円</u> (岡山県木造住	3分の2以内。た			
事業	当する住宅	木造住宅耐震診断マニュ	だし、一般診断		事業	当する住宅	宅耐震診断マニュアル (以	だし,一般診断			
	(1)~(4) 略	アル(以下「マニュアル」	法の現況診断及			(1)~(4) 略	下「マニュアル」という。)	法の現況診断及			
		という。) に掲げる一般診	び補強計画にあ				に掲げる一般診断法によ	び補強計画にあ			
		断法によるものにあって	っては延べ床面				るものにあって延べ床面	っては延べ床面			
		延べ床面積が200m2以内ま	積が200m <sup>2</sup> 以内				積が200m <sup>2</sup> 以内までは, <u>7万</u>	積が200m <sup>2</sup> 以内			
		では, <u>7万1,200円</u> , 200m <sup>2</sup> を	のものについて				<u>円</u> , 200m <sup>2</sup> を超えるものに	のものについて			
		超えるものにあっては,	は,6万円,200m <sup>2</sup>				あっては, 100m <sup>2</sup> に達する	は,6万円,200m <sup>2</sup>			
		100m <sup>2</sup> に達するまでごとに	を超えるものに				までごとに <u>9,000円</u> を加算	を超えるものに			
		9,100円を加算した額)以	ついては, 100m <sup>2</sup>				した額)以内を限度とす	ついては, 100m <sup>2</sup>			
		内を限度とする。)	に達するまでご				る。)	に達するまでご			
		(1)及び(2) 略	とに8,000円を				(1)及び(2) 略	とに8,000円を			
			加算した額を限					加算した額を限			
			度とする。					度とする。			
戸建て住	次に掲げる要	次に掲げる経費 (一住宅に	補助対象経費の		戸建て住	次に掲げる要	次に掲げる経費(一住宅に	補助対象経費の			
宅耐震診	件の全てに該	つき <u>13万6,000円</u> 以内を限	3分の2以内。た		宅耐震診	件の全てに該	つき <u>13万4,000円</u> 以内を限	3分の2以内。た			
断事業	当する住宅	度とする。)	だし、一住宅に		断事業	当する住宅	度とする。)	だし、一住宅に			
	(1)~(3) 略	(1)及び(2) 略	つき <u>9万円</u> を限			(1)~(3) 略	(1)及び(2) 略	つき <u>8万9,000円</u>			

改 正 後					改 正 前				
			度とする。					を限度とする。	
建築物耐	指示対象建築	次に掲げる経費(延べ床面	補助対象経費の		建築物耐	指示対象建築	次に掲げる経費(延べ床面	補助対象経費の	
震診断事	物又は次に掲	積が1,000m2以内の部分は	3分の2以内。た		震診断事	物又は次に掲	積が1,000m2以内の部分は	3分の2以内。た	
業	げる要件の全	<u>3,670円</u> , 1,000m <sup>2</sup> を超え	だし,一棟につ		業	げる要件の全	<u>3,600円</u> , 1,000m <sup>2</sup> を超え	だし,一棟につ	
	てに該当する	2,000m <sup>2</sup> 以内の部分は	き指示対象建築			てに該当する	2,000㎡以内の部分は	き指示対象建築	
	建築物	<u>1,570円</u> , 2,000m <sup>2</sup> を超える	物は300万円, そ			建築物	<u>1,540円</u> , 2,000m <sup>2</sup> を超える	物は300万円, そ	
	(1)~(3) 略	部分は <u>1,050円</u> を乗じて得	の他は150万円			(1)~(3) 略	部分は <u>1,030円</u> を乗じて得	の他は150万円	
		た額を合計した額を限度	を限度とする。				た額を合計した額を限度	を限度とする。	
		とする。)					とする。)		
		(1)及び(2) 略					(1)及び(2) 略		

附則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。